

平成 30 年 6 月

第 2 回稲城市議会定例会議案

(6 月 1 1 日開会
月 日閉会)

氏 名



稲城市告示第62号

平成30年第2回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成30年6月4日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 平成30年6月11日
- 2 場所 稲城市議会議場

平成30年第2回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第24号議案 稲城市長期総合計画条例
- 第25号議案 稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 稲城市市税条例等の一部を改正する条例
- 第27号議案 稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第30号議案 平成30年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第31号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）
- 第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第33号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例）
- 第34号議案 化学消防自動車の買入れについて
- 第35号議案 損害賠償請求事件に関する和解及び損害賠償の額の決定について

<報 告>

- 第1号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度東京都稲城市一般会計予算）
- 第2号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）
- 第3号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について
- 第4号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第24号議案

稲城市長期総合計画条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、長期総合計画の策定について明確に位置付けるため、稲城市長期総合計画条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市長期総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、稲城市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ総合的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、安定的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期総合計画 市が長期的かつ総合的なまちづくりを推進するための指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す将来の都市像及びまちづくりの基本目標を掲げ、それを実現するための基本的な方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における将来の都市像及びまちづくりの基本目標を踏まえた施策の目標及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市のまちづくりの具体的な計画であり、基本計画における施策の目標を達成するために計画的に実施する事業を示すものをいう。

(長期総合計画)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、長期総合計画を策定するものとする。

- 2 基本構想の期間は、おおむね10年を1期とする。
- 3 基本計画の期間は、前項の期間における10年を1期とする。
- 4 実施計画の期間は、前項の期間を前期と後期に分割して定める。

(位置付け)

第4条 長期総合計画は、市の最上位の計画とする。

- 2 市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、長期総合計画との整合を図るものとする。

(市民の参加)

第5条 市長は、長期総合計画を策定するときは、市民の意見を反映させるため、市民が参加する機会を設けなければならない。

(稲城市長期総合計画審議会)

第6条 市の長期総合計画策定に関する市長の諮問に応じ必要な調査及び審議を行うため、市長の附属機関として稲城市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、長期総合計画の策定に関し必要な事項

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民を代表する者（次号から第8号までの規定に該当する者を除く。）
- (2) 福祉に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者
- (3) 教育に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者
- (4) 地域活動に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者
- (5) 環境に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者
- (6) 都市計画に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者
- (7) 市民協働に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者
- (8) 学識経験者のうちから、市長が委嘱する者
- (9) 市の職員のうちから、市長が任命する者

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 市長は、長期総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(稲城市長期総合計画審議会条例の廃止)

第2条 稲城市長期総合計画審議会条例（昭和48年稲城市条例第21号）は、廃止する。

第25号議案

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）による公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正に伴い、稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、法第142条第1項第6号」を「並びに法第142条第1項第6号」に改め、「市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「（市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第26号議案

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」の前に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加え、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載さ

れた納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具

に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5

本に換算する方法

- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行

規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

付則第10条の2第12項を同条第18項とし、同条第11項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

付則第10条の2第10項を同条第15項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項の次に次の5項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

付則第28条中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 稲城市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

付則第10条の2第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

付則第28条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 稲城市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4」を「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 稲城市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 稲城市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じ

て計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(稲城市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 稲城市市税条例の一部を改正する条例(平成27年稲城市条例第12号)の一部を次のように改正する。

付則第3条第2項中「新条例」を「稲城市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「稲城市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中稲城市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに付則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日

- (2) 第1条中稲城市市税条例第24条第2項の改正規定（第7号に掲げる部分を除く。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定（「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える部分に限る。）並びに同条例付則第17条の2の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条中稲城市市税条例付則第10条の2及び第28条の改正規定並びに付則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中稲城市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中稲城市市税条例第23条第3項及び第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに付則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中稲城市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例付則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに付則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中稲城市市税条例付則第28条の改正規定及び付則第12条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の稲城市市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始

する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日からこの条例の施行の日前までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。付則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(稲城市市税条例の一部を改正する条例

(平成27年稲城市条例第12号) 付則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。付則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	稲城市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年稲城市条例第号。以下この条及び第2章第4節
------	-----------------	---

		において「平成30年改正条例」という。)付則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項

- 5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の稲城市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

る。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年稲城市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例付則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこに

ついて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の稲城市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年稲城市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例付則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第11条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨

を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

第12条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第27号議案

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配

慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

付則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第28号議案

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「次の」を「次の各号の」に改め、同項第4号中「学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

第29号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

多摩都市計画京王よみうりランド駅南地区地区計画及び多摩都市計画南山東部地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の21の表を次のように改める。

21 京王よみうりランド駅南地区地区整備計画区域

(あ)	計画地区の区分	駅前地区	複合市街地区	幹線道路沿道地区	低中層住宅地区	低層住宅地区
(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) 学校（専修学校及び各種学校を除く。） (2) 畜舎 (3) 自動車教習所 (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メ	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅で、地上1階以下の部分を居住用に供するもの (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (4) 畜舎 (5) 自動車教習所	次に掲げる建築物 (1) 公衆浴場 (2) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	次に掲げる建築物 (1) 学校 (2) 畜舎 (3) 危険物の規制に関する政令第3条に定める給油取扱所	—

		<p>メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）を除く。）</p> <p>(6) 危険物の規制に関する政令第3条に定める給油取扱所</p>	(6) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）		
(う)	建築物の容積率の最高限度	—			
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—			
(お)	敷地面積の最低限度	110平方メートル	120平方メートル	130平方メートル	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	<p>(1) 多摩都市計画京王よみうりランド駅南地区地区計画の計画図に示す1号壁面線の道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。</p> <p>(2) 多摩都市計画京王よみうりランド駅南地区地区計画の計画図に示す2号壁面線の道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>(3) その他の道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</p> <p>(4) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</p>			
(き)	(か)の適用除外のもの	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、</p>			

		軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの			
(ク)	建築物の高さの最高限度	20メートル	—	15メートル	—
(け)	建築物の高さの最低限度	—			

別表第2の27の1の表から27の3の表までを次のように改める。

27の1 南山東部地区地区整備計画区域（その1）

(あ)	計画地区の区分	低層住宅地区A	低層住宅地区B	低層環境保全地区	景観緑化地区A	景観緑化地区B
(い)	建築してはならない建築物	—	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 公民館又は地区集会所 (4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの	法別表第2(3)項に掲げる建築物（都市計画道路に接する敷地を除く。）	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 神社、寺	—

					院、教会その他これらに類するもの (5) 公民館又は地区集会所 (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	
(う)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度				10分の10
	建築物の容積率の最高限度	公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度				多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値
	土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。ただし、低層環境保全地区については、容積率の最高限度を10分の10とする。					
(え)	建築物の遮蔽率の最高限度	—		10分の5	—	
(お)	敷地面積の最低限度	120平方メートル	140平方メートル	120平方メートル	140平方メートル	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線まで	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上と	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以	

	の距離	する。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	上とする。	
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの				
(く)	建築物の高さの最高限度	—	9メートルかつ地階を除く階数は2以下	10メートル	9メートルかつ地階を除く階数は2以下	—
(け)	建築物の高さの最低限度	—				

27の2 南山東部地区地区整備計画区域（その2）

(あ)	計画地区の区分	中高層住宅地区A	中高層住宅地区B	中高層住宅地区C	中高層住宅地区D
(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 共同住宅 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (4) 幼稚園、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉		次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの

		(3) 保育所 (4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの	ホームその他これらに類するもの (6) 病院又は診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 保育所 (6) 診療所 (7) 公民館又は地区集会所 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
(う)	建築物の容積率の最高限度	10分の20		
	容積率の最高限度	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値		
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。		
(え)	建築物の遮蔽率の最高限度	—		

(お)	敷地面積の最低限度	500平方メートル	120平方メートル	140平方メートル
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの		
(く)	建築物の高さの最高限度	45メートル	12メートル	
(け)	建築物の高さの最低限度	—		

27の3 南山東部地区地区整備計画区域（その3）

(あ)	計画地区の区分	沿道地区A	沿道地区B	沿道地区C	沿道地区D
(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) 公衆浴場 (2) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く）	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用	次に掲げる建築物 (1) 公衆浴場 (2) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く）	次に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 公衆浴場 (3) カラオケボ

		く。) (3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	途に供するもの (2) 事務所その他これに類するもの (3) 病院又は診療所 (4) 専修学校その他これに類するもの (5) 保育所 (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	く。) (3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	ックスその他これに類するもの (4) ゲームセンター (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 自動車車庫 (建築物附属の車庫を除く。) (8) 工場 (9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
(う)	建築物の容積率の最高限度	10分の20			
	容積率の最高限度	公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度			
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。			
(え)	建築物の遮蔽率の最高限度	—			

(お)	敷地面積の最低限度	140平方メートル	500平方メートル	120平方メートル	140平方メートル
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 多摩都市計画道路3・4・16号稲城南多摩線の境界線までの距離は、2メートル以上とする。 (2) その他の道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (3) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの			
(く)	建築物の高さの最高限度	20メートル		15メートル	20メートル
(け)	建築物の高さの最低限度	—			

別表第2の27の3の表の次に次の2表を加える。

27の4 南山東部地区地区整備計画区域（その4）

(あ)	計画地区の区分	沿道地区E	沿道地区F	複合施設地区
(い)	建築してはならない建築物	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(4) 保育所</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 公民館又は地区集会所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(8) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(4) 多摩都市計画道路3・4・12号読売ランド線に接する敷地における建築物で、当該道路に面する1階部分を居住の用に供するもの（エントランス、階段、機械室、管理人室その他これらに類するものを除く。）</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>
(う)	<p>建築物の容積率の最高限度</p> <p>公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度</p> <p>土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。</p>	10分の15	10分の20	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値

(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—		
(お)	敷地面積の最低限度	140平方メートル	500平方メートル	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) 多摩都市計画道路3・4・12号読売ランド線の境界線までの距離は、2メートル以上とする。 (2) その他の道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (3) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、2メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの		
(く)	建築物の高さの最高限度	12メートルかつ地階を除く階数は3以下	20メートル	—
(け)	建築物の高さの最低限度	—		

27の5 南山東部地区地区整備計画区域（その5）

(あ)	計画地区の区分	農地保全地区A	農地保全地区B	公共公益関連地区A	公共公益関連地区B	公共公益関連地区C
(い)	建築しては	次に掲げ	巡查派出	—	次に掲げ	学校給食

<p>ならない建築物</p>	<p>る建築物以外の建築物</p> <p>(1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第2項各号に掲げる建築物</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p>	<p>所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物以外の建築物</p>		<p>る建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。）</p> <p>(9) 工場</p> <p>(10) 畜舎</p> <p>(11) 危険物の貯蔵又</p>	<p>調理場以外の建築物</p>
----------------	--	---	--	---	------------------

					は処理に 供するも の
(う)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の20	—	10分の20
	建築物の容積率の最高限度	公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値		
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。			
(え)	建築物の遮蔽率の最高限度	—			
(お)	敷地面積の最低限度	500平方メートル	—	500平方メートル	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの			

		<p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの</p> <p>(4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの</p>	
(く)	建築物の高さの最高限度	9メートルかつ地階を除く階数は2以下	20メートル
(け)	建築物の高さの最低限度	—	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第30号議案

平成 30 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

平成30年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 231,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,731,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 6 月11日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,680,683	106,344	4,787,027
	2 国庫補助金	371,230	106,344	477,574
16 都支出金		5,348,812	87,677	5,436,489
	2 都補助金	3,684,753	85,977	3,770,730
	3 委託金	202,061	1,700	203,761
19 繰入金		956,846	2,000	958,846
	1 基金繰入金	956,846	2,000	958,846
20 繰越金		300,000	35,805	335,805
	1 繰越金	300,000	35,805	335,805
歳 入 合 計		34,500,000	231,826	34,731,826

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,976,614	0	2,976,614
	1 総務管理費	2,332,474	0	2,332,474
3 民生費		14,656,685	226,978	14,883,663
	1 社会福祉費	4,642,997	2,000	4,644,997
	2 児童福祉費	7,642,410	224,978	7,867,388
7 商工費		262,353	0	262,353
	1 商工費	262,353	0	262,353
10 教育費		6,086,624	4,848	6,091,472
	1 教育総務費	379,501	4,848	384,349
歳出合計		34,500,000	231,826	34,731,826

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第15款 国庫支出金 (補正額 106,344 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国庫補助金	371,230	106,344	477,574		
	1 民生費国庫補助金	176,007	104,166	280,173		
					2 児童福祉費補助金	104,166
	6 総務費国庫補助金	27,169	2,178	29,347		
					1 総務管理費補助金	2,178
	計	4,680,683	106,344	4,787,027		

第16款 都支出金 (補正額 87,677 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都補助金	3,684,753	85,977	3,770,730		
	2 民生費都補助金	1,342,733	82,800	1,425,533		
					3 児童福祉費補助金	82,800
	7 教育費都補助金	617,840	3,177	621,017		
					6 教育総務費補助金	3,177
3	委託金	202,061	1,700	203,761		
	5 教育費委託金	16,405	1,700	18,105		
					1 教育総務費委託金	1,700
	計	5,348,812	87,677	5,436,489		

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課) 保育所等整備交付金(2/3)	104,166 104,166
(企画政策課) 地方創生推進交付金(1/2)	2,178 2,178

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課) 認可外保育施設利用支援事業補助金(1/2) 認定こども園施設整備事業補助金(1/2)	82,800 3,630 79,170
(指導課) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金(10/10)	3,177 3,177
(指導課) オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金(10/10) プログラミング教育推進事業委託金(10/10) 道徳教育推進拠点事業委託金(10/10)	1,700 1,000 500 200

第16款 都 支 出 金

第19款 繰入金 (補正額 2,000 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	956,846	2,000	958,846		
	1 財政調整基金繰入金	874,637	2,000	876,637		
					1 財政調整基金繰入金	2,000
	計	956,846	2,000	958,846		

第20款 繰越金 (補正額 35,805 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	300,000	35,805	335,805		
	1 繰越金	300,000	35,805	335,805		
					1 繰越金	35,805
	計	300,000	35,805	335,805		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 財政調整基金繰入金	2,000 2,000

第19款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	35,805 35,805

第20款 繰 越 金

第31号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

別紙

稲城市告示第25号



専 決 処 分 書

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

稲城市長 高橋勝浩

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び第140条第2項」を「並びに第140条第2項」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項

の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあ

るのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第6項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

付則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

付則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

付則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項から同条第12項までを1項ずつ繰り上げ、同条第13項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第12項とする。

付則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8

項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

付則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平

成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

付則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第12条の2中「（平成27年法律第2号）附則第18条」を「（平成30年法律第3号）附則第22条」に改め、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第13条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

付則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第19条の2を削る。

付則第19条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を付則第19条の2とし、付則第18条の6の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第19条の3中「（平成27年法律第2号）附則第18条」を「（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第20条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第22条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、「にあつては」を「には」に改める。

付則第27条中「付則第19条第4項、第5項及び」を「付則第19条の2第4項及び第5項並びに」に改める。

付則第28条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加える。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第32号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

別紙

稲城市告示第26号



専 決 処 分 書

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

稲城市長 高橋勝浩

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第33号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例）

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

別紙

稲城市告示第27号



専 決 処 分 書

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
(平成27年稲城市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表1の表3の項中「14,100」を「10,100」に、「7,000」を「5,000」に改め
る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の利用者負担額に関する条例の規定は、平成30年4月分以後の月分の利用者
負担額について適用し、平成30年3月分までの利用者負担額については、なお
従前の例による。

第34号議案

化学消防自動車の買入れについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

化学消防自動車の買入れについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

化学消防自動車の買入れについて

次のとおり化学消防自動車を買い入れる。

- 1 買入れの目的 化学消防自動車の更新整備
- 2 種類及び数量 化学消防自動車Ⅱ型 1台
- 3 買入れの金額 4,622万4,000円
- 4 買入れの相手方 所在地 東京都八王子市中野上町2丁目31番1号
名称 日本機械工業株式会社 本社営業部
代表者 部長 鈴木 薫

第35号議案

損害賠償請求事件に関する和解及び損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成30年6月11日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

庁用自動車の運転中の事故に係る損害賠償請求事件について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条に規定する和解をし、その損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出する。

損害賠償請求事件に関する和解及び損害賠償の額の決定について、

庁用自動車の運転中の事故に係る損害賠償請求事件について、次のとおり民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条に規定する和解をし、その損害を賠償する。

1 相手方 稲城市在住の男性（事故当時72歳）

2 事件の名称 損害賠償請求事件（平成29年（ワ）第35369号）

3 和解の要旨

(1) 相手方について生じた損害の額を、981万5,749円と認定する。

(2) 稲城市は、相手方に対し、前号の損害の額を過失相殺、損益相殺等によって調整した残額である金350万円を支払う。